

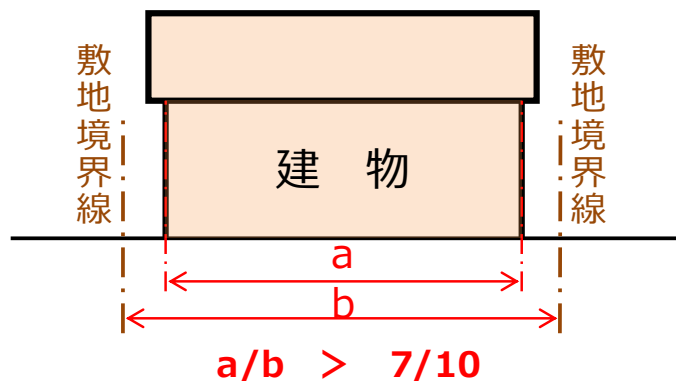
建築物の制限に関する事項 概要図

本町通り沿道における 建築物等の制限(イ)

建物の間口率の
最低限度は7/10と
する。

数値は建築基準法施
行令第136条の2の5
に規定

前（本町通り）から見た図



【目的】
沿道の**建物間の
隙間を小さくし**
建物を越える延
焼を生じにくく
する。

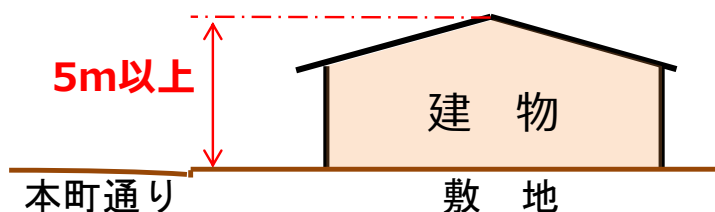
間口率 =
本町通りに接す
る敷地の長さ
(b)に対する
建物の間口の長
さ(a)の割合
(a/b)

本町通り沿道に
おける
建築物等の制限(口)

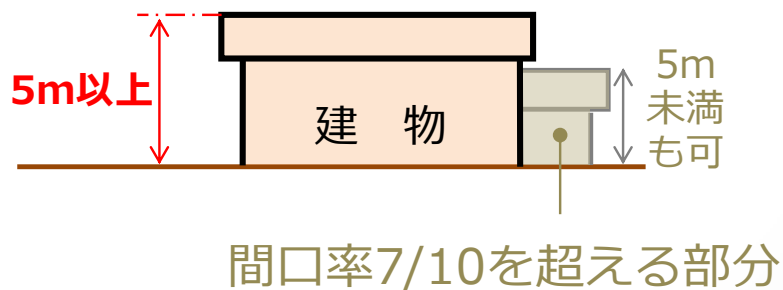
建築物の高さの
最低限度は5mと
する。

数値は建築基準法施
行令第136条の2の5
に規定

横から見た図



前(本町通り)から見た図



【目的】
沿道の建物を
一定以上の高
さとし、建物
を越える延焼
を生じにくく
する。

間口率7/10を
超える部分は
5m未満でも可

本町通り沿道における 建築物等の制限(ハ)

耐火建築物又は
準耐火建築物
とする。

また、高さが5m
未満の範囲は、**空隙のない壁**が設けられる等**防火上有効な構造**とする。

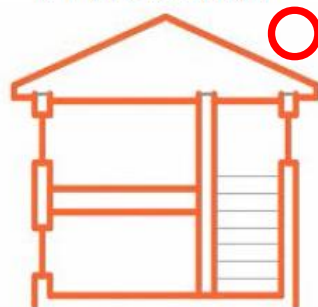
数値は建築基準法施行令第136条の2の5に規定

【準防火地域指定の建築物】

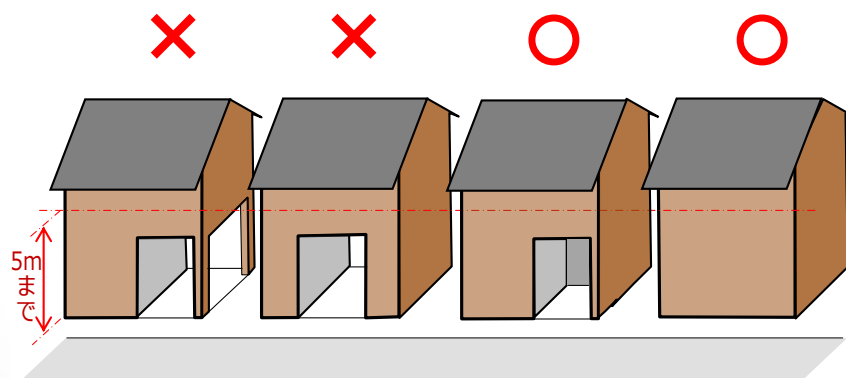


建材や構造で、主に屋外の防火性能を高めた建築物。

【準耐火建築物】



建材や構造で、屋内外の防火性能を高めた建築物。



高さ5mまでは、防火上有効な構造とする
(壁に空隙をつくらない)

【目的】

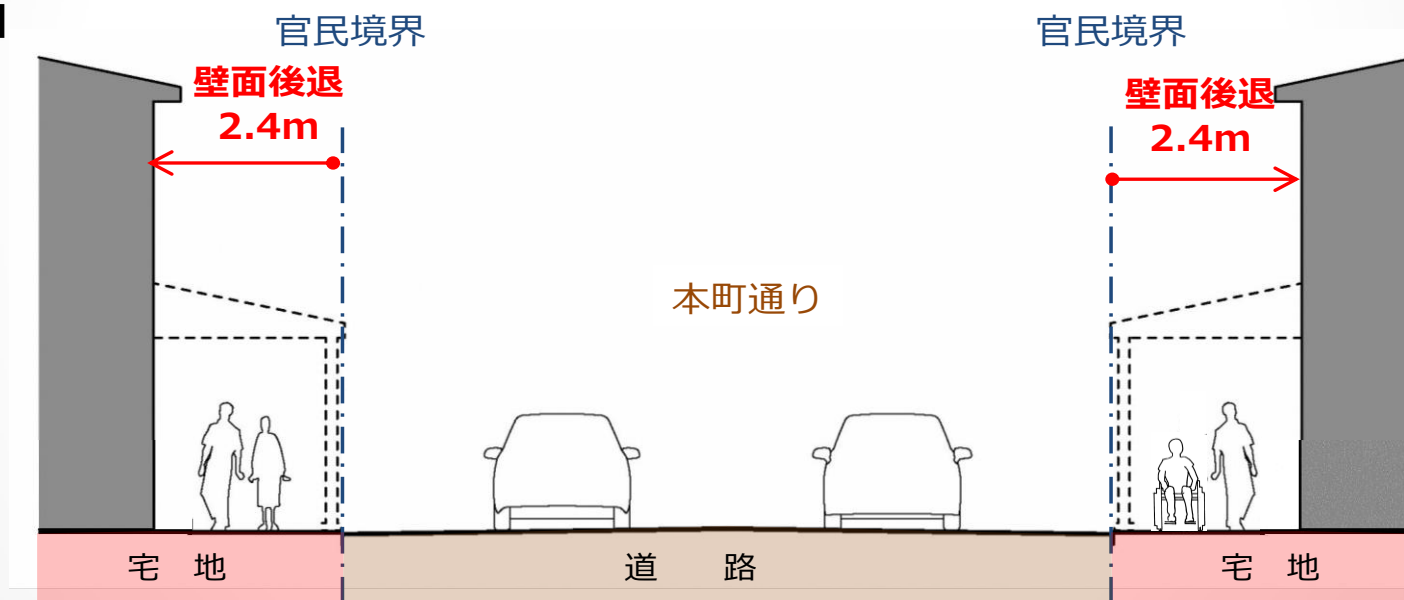
現在の都市計画の指定「準防火地域」に必要な仕様よりも**防火性能を高めた建築物**が、本町通りと一体となり、**延焼遮断帯及び避難路**としての機能を向上することを目指す。

本町通り沿道における建築物等の制限(ニ・ホ)

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、**本町通りの境界から2.4m以上後退**して建築するものとする。

また壁面後退区域には、歩行者の通行を妨げる塀、広告物、看板、自動販売機等の工作物を設置しない。

断面図



【目的】本町通り沿いに有効幅員1.8m以上の**歩行者空間を確保**する。

数値は、歩行者空間の有効幅員に雁木の柱と軒の出の想定寸法を加算し、計2.4mと設定